

社会福祉法人あじろぎ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじろぎ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償は、出席1日につき5,000円とし、理事会、評議員会開催日に現金で支給する。
- (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償は、1回当たり100,000円とし、監査報告書の提出がなされた当月末に振込にて支払う。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費支給規則に準じ、その実費相当額を別途支払うことが出来る

(改廃)

第4条 本規定は評議員会の議決を経て、改廃することが出来る

付 則

1. この規程は、平成29年6月13日より施行する。
2. 第3条の一部を変更する。（平成29年6月28日）